

令和6年度

第1回

鹿屋市水道事業審議会

日時 令和6年5月29日（水）14時00分～

場所 鹿屋市上下水道部庁舎 2階大会議室

鹿屋市上下水道部

## 令和6年度 第1回鹿屋市水道事業審議会 日程

### 1 日 時

令和6年5月29日（水） 14:00～15:30

### 2 場 所

鹿屋市役所分庁舎 上下水道部 2階大会議室

### 3 会次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員紹介
- (5) 職員紹介
- (6) 会長の選出
- (7) 会長あいさつ
- (8) 諮問
- (9) 会議
  - ①鹿屋市水道事業審議会の設置について
  - ②鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）の改定について
  - ③その他
- (10) 閉会

# 鹿屋市水道事業審議会の設置について

## 1 目的

鹿屋市水道事業の効率的な経営の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項に基づき、鹿屋市水道事業審議会を設置

## 2 所掌事務

市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水道事業の合理的かつ能率的運営に関する事項
- (2) 水源開発及び環境保全に関する事項
- (3) 施設の効率的な維持管理に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

## 3 組織

審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱（10名）

- (1) 水道使用者（4名）
- (2) 水道事業の経営に精通した知識経験者（2名）
- (3) 民間企業経営者（4名）

## 4 審議内容

「鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）の改定について」

計画期間 令和7年度～令和16年度年度（10年間）

※経済財政諮問会議において、令和7年度までに経営戦略の改定を要請されていることや、物価高騰の影響に伴い、動力費や工事費に「投資・財政計画」や「施設規模適正化計画」との乖離が見受けられることから、社会経済状況の変化を的確に反映した収支見通しの改定により、中長期的な経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るもの

## 5 スケジュール

年月	内容	備考
令和6年5月29日	第1回 ○鹿屋市水道事業審議会の設置について ○鹿屋市水道事業ビジョンの改定について	【諮問】
令和6年10～11月	2回程度 ○鹿屋市水道事業ビジョンの改定について	
令和7年2月	○答申案の検討	【答申】

# 鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）の改定について

## 1 目的

今後も継続的に水道の恩恵を享受し続けることができるよう、50年、100年後の先を見据えた水道の理想像を明示し、その理想像を具現化するために、当面の間に取り組むべき事項や方策、関係者の役割分担を具体的に示すものである。

## 2 計画期間

10年間（令和7年度～令和16年度）

## 3 内容

### (1) 現状評価と課題

- ①水道サービスの持続性は確保されているか
- ②安全な水の供給は保証されているか
- ③危機管理への対応は徹底されているか

### (2) 将来の事業環境

将来の水道の事業環境について、「外部環境」と「内部環境」に分けて提示し、方策の展開につなげる。

#### ① 外部環境

- ・ 給水人口の減少
- ・ 施設効率の低下
- ・ 水源の汚染、安全性の低下

#### ②内部環境

- ・ 施設の老朽化
- ・ 資金の確保
- ・ 職員数の減少

### (3) 地域の水道の理想像

時代や環境の変化に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道。

- ①安全な水道
- ②水道サービスの持続
- ③強靱な水道

### (4) 推進する実現方策

水道の理想像の実現に向けた取り組みを推進するため、「挑戦」と「連携」を推進要素と位置づけ、各種方策を推進していく。

- ① 関係者の内部策
  - ア 水道施設のレベルアップ
  - イ 資産管理の活用
  - ウ 人材育成・組織力強化
  - エ 危機管理対策
  - オ 環境対策
- ② 関係者間の連携方策
  - ア 住民との連携（コミュニケーション）の促進
  - イ 発展的広域化
  - ウ 官民連携の推進
  - エ 技術開発、調査・研究の拡充
  - オ 水源環境の保全

### (5) 経営戦略

中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」は、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置づけられ、取組等を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要とされている。

- ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映。
- ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映。
- ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映。
- ④ ①～③等を反映させた上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討。

## (6) 検討の進め方とフォローアップ

### ① 検討の手法

- ア 水道事業の経営に精通した知識経験者、水道使用者、民間企業経営者が参加する審議会の設置
- イ パブリックコメント等を活用した幅広い意見の聴取と反映

### ② フォローアップ

- ア 実現方策等を着実に推進する体制の構築
- イ 目標の達成状況と実現方策の実施状況についての定期的な評価



## 「鹿屋市水道事業ビジョン(経営戦略)」の改定スケジュール

年 月	部内の検討体制		市民参加・参画		議会等
	策定委員会		市民の意見等	審議会	
R6年3月				・審議会委員の選考決定	
4月					
5月	・ビジョン策定方針の作成 ・策定委員会の開催（策定方針、スケジュール等の説明）		・市政モニターアンケートの実施	・審議会の開催通知 ・審議会の開催（委員委嘱、諮問、策定方針等の説明）	
6月			・市政モニターアンケートの集計・分析		
7月	・策定委員会の開催（アンケート結果の説明）				
8月	・素案の策定開始				
9月	・策定委員会の開催（素案の報告・検討） ※3回程度				
10月				・審議会の開催 ※2回程度	
11月					・市議会への報告
12月			・パブリックコメントの実施		・市長、副市長報告
R7年1月	・素案の修正		・パブリックコメントの終了		
2月				・審議会の開催（最終案の答申）	
3月	・ホームページへの公表				

※スケジュールは、進捗状況により随時見直す。

## 鹿屋市水道事業審議会委員名簿

(任期：令和6年5月29日～令和7年3月31日)

No.	氏名	性別	住所	区分	備考
1	小林 千鶴	女	上谷町	水道使用者 (4名)	
2	貴島 正勝	男	吾平町上名		
3	脇田 定子	女	輝北町下百引		
4	鎌ヶ迫 良子	女	串良町上小原		
5	内田 一文	男	野里町	水道事業の経営に 精通した知識経験者 (2名)	
6	渡口 義人	男	上谷町		
7	遠矢 達一	男	本町	民間企業経営者 (4名)	
8	峯崎 美千代	女	旭原町		
9	前野 健二	男	串良町上小原		
10	村山 枝美子	女	串良町岡崎		

## 鹿屋市水道事業審議会条例

(設置)

**第1条** 鹿屋市水道事業（以下「水道事業」という。）の効率的な経営の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鹿屋市水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定に基づき、管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水道事業の合理的かつ能率的運営に関する事項
- (2) 水源開発及び環境保全に関する事項
- (3) 施設の効率的な維持管理に関する事項
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、管理者が委嘱する。

- (1) 水道使用者
- (2) 水道事業の経営に精通した知識経験者
- (3) 民間企業経営者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、当該諮問に係る期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、管理者が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、上下水道部業務課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

#### 附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）